第二十二条の六十二第三項中「第二十一条の十九第九項各号」を「第二十一条の十九第十項各号」に改め、同条第四項第一号イ(2)(i)中「第二十一条の十九第十三項第三号」を「第二十一条の十九第十四項第三号」に改め、同号イ(2)(ii)中「第二十一条の十九第十四項」を「第二十一条の十九第十五項」に改め、同項第二号ハ中「第二十一条の十九第十二項」を「第二十一条の十九第十三項」に改める。

第二十三条の五の三第二項第一号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条の五の三第二項第一号の改正規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部改正）

2　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第十三条の三第八項」を「第十三条の三第九項」に改める。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

3　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十三条の三の改正規定中「第十三条の三第十項第一号イ」を「第十三条の三第十一項第一号イ」に、「同条第十三項第四号」を「同条第十四項第四号」に改める。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十一条の十九第十項第一号イの改正規定中「第二十一条の十九第十項第一号イ」を「第二十一条の十九第十一項第一号イ」に改める。

附則第二十条中「第十三条の三第十項及び第十三項」を「第十三条の三第十一項及び第十四項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「第十三条の三第十一項の」に改める。

**○厚生労働省令第百四十三号**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第十八条第一項及び第二項、第二十三条の二の十五第一項及び第二項並びに第三十六条の二第一項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項第九号中「のうち、非開放型の構造のもの」を削る。

**附　則**

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

**○厚生労働省令第百四十四号**

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二十三条第三項の規定に基づき、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令の一部を改正する省令

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表名称の欄中「社団法人岩手県獣医師会」を「一般社団法人岩手県獣医師会」に、「社団法人京都保健衛生協会」を「公益社団法人京都保健衛生協会」に、「財団法人香川県食鳥衛生検査センター」を「公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター」に、「社団法人京都府獣医師会」を「公益社団法人京都府獣医師会」に、「財団法人岡山県健康づくり財団」を「公益財団法人岡山県健康づくり財団」に、「社団法人青森県獣医師会」を「公益社団法人青森県獣医師会」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

**○経済産業省令第六十八号**

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第六十八条の三十第二項の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四中「28(2)」を「（第十五条の二において「共通規則」という。）第二十八規則(2)」に改める。

第十五条の二に次のただし書を加える。

ただし、共通規則第五規則の二(1)の規定により手続をしたときは、当該日から五月とする。

**附　則**

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

**○防衛省令第十四号**

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十六日

防衛大臣　中谷　元

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令の一部を改正する省令

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令（平成二十四年防衛省令第六号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（特例期間における平均給与額計算）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年四月以降の分として支給される補償に係る平均給与額計算）

**第二条**　平成二十六年四月以降の分として支給される自衛官等（自衛官、自衛官候補生、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び同項に規定する生徒をいう。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る平均給与額であって、前条の規定により計算するものについては、同条の規定にかかわらず、防衛省職員の災害補償に関する省令第一条及び附則第二項の規定を適用して計算した額とする。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行に伴う自衛官等の平均給与額計算の特例を定める省令の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。